

---

長岡市 公用車広告設置掲載

事業者公募要項

---

令和5年1月

長岡市財務部管財課

## 長岡市公用車広告設置掲載事業者公募要項

この公募要項は、長岡市広告設置掲載要綱（平成22年長岡市告示第87号。以下「要綱」という。）に基づき、長岡市（以下「市」という。）が、広告を設置掲載する事業所を募集するため、必要な事項を定めるものです。

### 1 広告媒体

市が管理する公用車

（別に定める長岡市公用車広告設置掲載事業対象公用車一覧のとおり）

### 2 設置掲載する広告の条件

項目	内容
規格 (枠サイズ)	1 枠（片側面）：縦30cm×横60cm=1,800cm <sup>2</sup> 2 枠（左右両側面）：1 枠×2=3,600cm <sup>2</sup>
設置掲載期間	1年とします。（年度途中での申込みの場合は、当該年度の3月末日まで。） ただし、広告の設置掲載を希望する事業者（以下「広告設置掲載希望者」という。）が希望する場合は、1か月単位でも認めます。 広告設置掲載の開始日及び終了日は、市と広告設置掲載希望者が協議し、公用車の運行管理状況等を勘案した上で定めます。
広告料	1 枠（片側面）：21,600円/年（1,800円/月） 2 枠（左右両側面）：43,200円/年（3,600円/月） 市長が指定する期日までに、設置掲載期間分を一括して前納するものとします。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではありません。
設置掲載枠総数	対象公用車台数×2（左右側面）
設置掲載位置	別紙のとおり
設置掲載方法	(1) ラッピングフィルム等、剥離が可能な素材の特殊フィルムを貼付する方法とします。 (2) 規格（枠サイズ）において規定している寸法の特殊フィルムの表面に、広告内容を平面状に表示し、公用車車体の設置掲載位置に貼付します。 ただし、広告設置掲載期間中、公用車の車体から剥離しないものであって、かつ、広告撤去時に公用車車体塗装の剥離等が生じないものとします。 (3) 広告の中に「 <b>有料広告</b> 」の表示をしてください。 (4) 広告の設置及び撤去作業は、広告設置掲載希望者において

	行ってください。なお、作業日時については市と協議のうえ決定します。
広告の範囲	<p>要綱第2条の規定によります。</p> <p>あわせて、次の各号のいずれにも該当しないものとします。</p> <p>(1) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの</p> <p>(2) 車両運行上の支障となるもの</p> <p>(3) 都市景観との調和を損なうもの</p> <p>(4) 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの</p> <p>(5) 地色が、赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれがあるもの</p> <p>(6) デザイン構成が、ストーリー性のある四コマ漫画や映像表示となっているもの</p> <p>(7) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫にさせるおそれがあるもの</p>

### 3 広告設置掲載の申込み

- (1) 広告設置掲載希望者は、長岡市広告設置掲載申込書（様式第1号）に、次に定める書類を添えて、管財課に申し込んでください。

ア 広告案（A4規格に縮小し、カラー印刷したもの。電子データでも可）

イ 証明書類（発行日は、申込日から3か月以内のもの）

(ア) 法人の場合 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し

(イ) 個人の場合 住民票（個人番号の記載がないもの）の写し

(ウ) 市税の未納が無いことを証明する書類

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと等を誓約する書面（誓約書）

- (2) 申込方法

持参又は郵送によります。ただし、郵送の場合の受付の順番は、受付日の最後とします。FAX及び電子メール等による申込は受け付けません。

- (3) 申込受付期間等

ア 掲載を希望する月の前々月末日までに3(1)に定める書類を提出してください。

イ 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間は、申込みの受付をしません。

ウ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間となります。

- (4) 申込先

〒940-0062 新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト6階  
長岡市役所財務部管財課  
電話 0258-39-2211（直通）

- (5) 市長は、必要に応じて、広告設置掲載希望者に関する資料の提出を求めることがあります。

#### 4 広告設置掲載の決定

##### (1) 受付

ア 市長は、広告設置掲載の申込みがあったときは、2に定めるところにより審査し、広告設置掲載の可否を決定します。

イ 審査は、広告設置掲載の申込みの受付順に行います。

ウ 市長は、広告設置掲載希望者が1つの広告設置掲載枠について同時に2者以上あるときは、次に定める順序により設置掲載する広告を決定します。ただし、市長が、特に必要があると認めるときは、順序を変更します。

(ア) 国若しくは地方公共団体又はこれらが出資する法人の広告

(イ) 公益法人又は公共的団体（(ア)に掲げるものを除く。）の広告

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる者以外の者の広告のうち、公共的な内容の広告  
（長岡市の区域内に事業所等を有する者の広告を優先します。）

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる広告以外の広告

（長岡市の区域内に事業所等を有する者の広告を優先します。）

エ ウに規定する順序が同じである広告が2以上ある場合は、申し込まれた広告設置掲載期間が長いものを先順序とします。

オ イからエまでの規定によって設置掲載する広告を決定することができないときは、抽選により決定します。

カ 広告を設置掲載する位置は、必要に応じて抽選により決定します。

(2) 市長は、広告設置掲載の可否を決定したときは、長岡市広告設置掲載決定通知書（様式第2号）又は長岡市広告不設置掲載決定通知書（様式第3号）により、広告設置掲載希望者に通知します。

#### 5 広告料の納入

広告設置掲載の決定を受けた事業者（以下「広告設置掲載者」という。）は、広告料を、別途発行する納入通知書により納入してください。

#### 6 広告の作成及び設置掲載等

(1) 広告の作成、設置掲載、撤去及び維持管理に必要な経費その他広告を設置掲載するに当たり必要な経費は、いかなる場合においても全て広告設置掲載者の負担とします。

(2) 広告設置掲載者は、広告設置掲載、撤去及び維持管理を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程及び工程等を決定し、市長の指示に従い、施工してください。

(3) 広告設置掲載者は、広告設置掲載前、掲載後及び撤去後の広告媒体の写真を撮影し、市に提出してください。

#### 7 広告設置掲載の取消し

(1) 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告設置掲載を取り消すことがあります

す。

ア 指定する期日までに広告料の納付がないとき。

イ 広告内容等が、要綱第2条各号及び2に掲げる広告の範囲の各号のいずれかに該当する事実が判明し、若しくは新たに現出したとき、又は広告の内容にある実態が変更され、若しくは消滅したとき。

ウ 要綱第6条各号のいずれかに該当したとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、広告設置掲載が適当でないと市長が認めるとき。

(2) 市長は、前号の規定により広告設置掲載の取消しを決定したときは、書面により、その結果を広告設置掲載者に通知します。

(3) 前号の規定により通知されたときは、広告設置掲載者は、広告を直ちに撤去してください。このときの撤去についても、6の規定に従い、行ってください。

## 8 広告設置掲載の取下げ

(1) 広告設置掲載者は、自己の都合により広告設置掲載を取り下げようとするときは、長岡市広告設置掲載取下申出書（様式第4号）により市長に申し出てください。

(2) 前号の規定により広告設置掲載を取り下げた場合における既納の広告料は、返還しません。

## 9 広告料の返還

(1) 広告設置掲載者の責に帰さない理由により、広告設置掲載ができなくなったときは、既納の広告料は、当該広告設置掲載者に返還します。ただし、7の規定により、広告設置掲載を取り消したときは返還しません。

(2) 返還する広告料の額は、既に納入した額から、広告設置掲載開始日の属する月から広告を設置掲載できなくなった日が属する月までを月割りにより積算した額を控除した額とします。

## 10 広告設置掲載者の責務

(1) 広告設置掲載者は、広告の内容及び作成、設置掲載、撤去、維持管理等、設置掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。

(2) 広告設置掲載者は、第三者から広告設置掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告設置掲載者の責任及び負担において解決するものとします。

## 11 広告媒体の原状回復

(1) 広告を撤去したとき、広告媒体に、広告設置掲載による傷や色あせ等が生じていた場合は、広告設置掲載者がその傷の修復や再塗装等を行い、広告媒体を原状に回復してください。

(2) 傷の修復や再塗装等を行った部分の色合いと広告媒体の他の部分の色合いとの間

に差異が生じた場合は、広告媒体を全塗装してください。

(3) 原状回復に必要な経費は、全て広告設置掲載者の負担とします。

## 12 損害賠償

(1) 広告設置掲載者が、市に損害を与えたときは、市が定める額を損害賠償として市に支払ってください。

(2) 天災その他の不可抗力又は公用車の運行に伴う事故等により、広告が毀損又は破損したとき、市は、その損害の賠償及び広告の修復等を行いません。

(3) 経年に起因する広告の色あせ及び剥がれ等の劣化が発生したとき、市は、その損害の賠償及び広告の修復等を行いません。

## 13 その他

この公募要項に定めるもののほか、必要な事項は長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）、長岡市広告設置掲載要綱及び長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）によることとします。

様式第1号

長岡市広告設置掲載申込書

令和 年 月 日

長岡市長様

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

印

電話

F A X

E-mail

(担当者氏名)

長岡市公用車広告設置掲載事業者公募要項を承諾の上、広告の原稿案を添えて、下記のとおり申込みます。

記

1 媒体番号及び設置掲載希望位置

媒体番号	設置掲載希望位置			媒体番号	設置掲載希望位置		
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面

※ 媒体番号欄に媒体番号を記入し、設置掲載希望位置欄は、希望する位置に○印を付けてください。

2 設置掲載希望期間

3 広告料 合計 円

4 添付書類

- (1) 広告案 (A4規格に縮小し、カラー印刷したもの。電子データでも可)
- (2) 証明書類 (発行日は、申込日から3か月以内のもの)
  - ア 法人の場合 法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し
  - イ 個人の場合 住民票の写し
  - ウ 市税の未納が無いことを証明する書類

(3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと等を誓約する書面  
(誓約書)

5 広告料の支払い

広告設置掲載が決定されたときは、遅滞なく広告料を支払います。

6 広告撤去時の撤去方法

( )

※方法が分かるものがある場合は、それを添付してください。

7 その他

広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性の持てるものとして作成します。



様

長岡市長 磯田 達伸

長岡市広告設置掲載決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みいただきました広告設置掲載について、下記のとおり設置掲載することと決定しましたので、お知らせします。

つきましては、下記により手続きをお願いします。

記

1 媒体番号及び設置掲載位置

媒体番号	設置掲載位置			媒体番号	設置掲載位置		
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面

2 設置掲載期間

3 広告料 合計 金 \_\_\_\_\_ 円

4 広告料の納入

令和 年 月 日までに、同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。

5 その他

(担当 : \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ )

様

長岡市長 磯田 達伸

長岡市広告不設置掲載決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みいただきました広告設置掲載について、下記の理由により設置掲載できないことと決定しましたので、お知らせします。

記

1 媒体番号及び設置掲載位置

媒体番号	設置掲載位置			媒体番号	設置掲載位置		
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面

2 広告の内容

3 不設置掲載理由

4 その他

(担当 : 電話 )

様式第4号

長岡市広告設置掲載取下申出書

令和 年 月 日

長岡市長様

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

印

電話

F A X

(担当者氏名)

長岡市公用車広告設置掲載事業者公募要項の規定に基づき、次の理由により広告の設置掲載を取り下げたいので届け出ます。

記

1 媒体番号及び設置掲載位置

媒体番号	設置掲載位置			媒体番号	設置掲載位置		
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面
	左側面	右側面	左右両側面		左側面	右側面	左右両側面

2 広告の内容

3 取下年月日

4 取下げの理由

# 誓 約 書

令和 年 月 日

長 岡 市 長 様  
長 岡 市 水 道 局 長 様  
長岡地域土地開発公社理事長 様

住所(所在地)

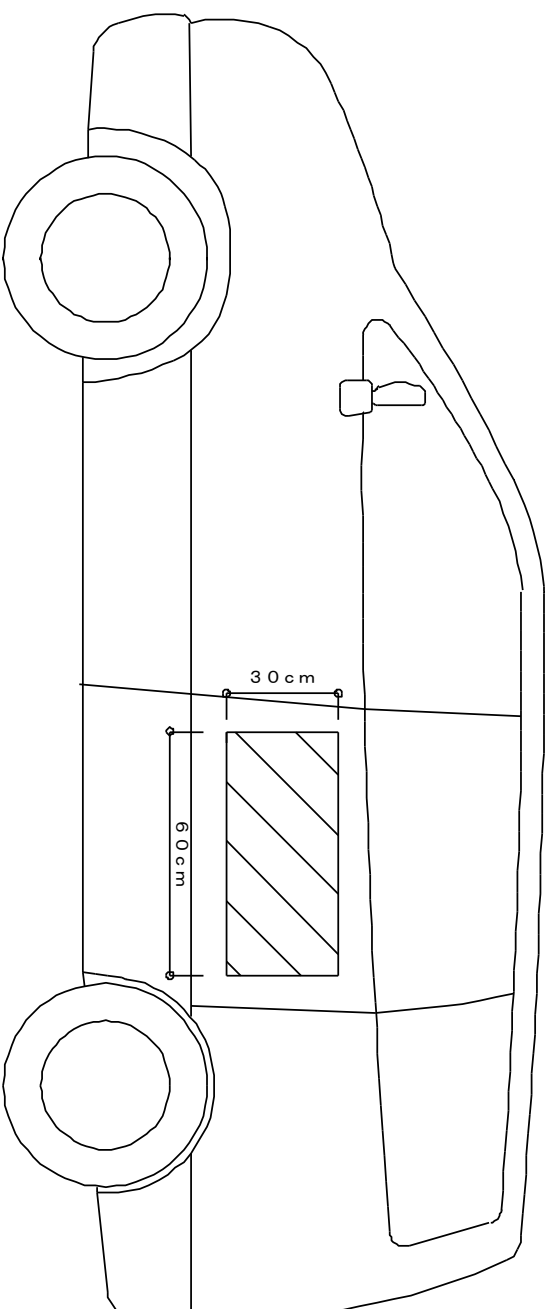
商号又は名称

代表者職・氏名

印

- 1 私（弊社）は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出ます。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
  - (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - (3) 暴力団員と認められる者
  - (4) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - (6) 法人にあっては、その役員（その支店又は営業所を代表する使用人を含む。（7）において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
  - (7) 法人にあっては、その役員のうち（3）から（5）までのいずれかに該当する者があるもの
- 2 1により誓約した事項に虚偽の内容があった場合は、長岡市等に契約を直ちに解除する権利及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。

# 別紙 長岡市 公用車広告 イメージ図



※ 上記の自動車の図は、あくまでも参考イメージです。  
広告媒体は、ミニベータタイプの公用車ではありません。